

次期計画骨子(案) 令和7年度～令和11年度(予定)

現計画 令和2年度～令和6年度

○基本理念

「思いあい つながりあい 支えあう 笑顔のあふれるまち あきる野を目指して」

○基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ①自殺を防ぐネットワークの充実【重点施策】
- ②孤立を防ぐ取組の強化

(2) 自殺を防ぐサポーターとなる人材の育成

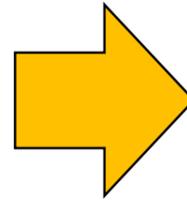
- ①市民の自殺を防ぐ職員意識の向上
- ②市民及び関係団体の自殺防止意識の向上【重点施策】

(3) 市民への周知啓発の充実

- ①周知活動の充実【重点施策】
- ②様々な事業を通じた啓発活動の強化

(4) 一人ひとりが安心して生きることへの支援

- ①子育てや母子・父子・障がい者などの支援の充実
- ②働く市民の雇用・労働環境の向上【重点施策】
- ③自殺をしない・させない環境の整備
- ④児童・生徒のSOSの出し方に関する教育・支援の充実【重点施策】



○基本理念

自殺総合対策大綱

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

○基本方針

令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえ、決定する

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

○基本施策

(※基本施策:国が全ての自治体で取り組むことが望ましいとしている施策)

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 自殺未遂者等への支援の充実
- (5) 自死遺族等への支援の充実
- (6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

○重点施策

(※重点施策:市の地域特性を考慮して重点的に取り組む施策)

- (1) こども・若者
- (2) 勤務・経営
- (3) 生活困窮者
- (4) 無職者・失業者
- (5) 高齢者
- (6) ハイリスク地
- (7) 震災等被災地
- (8) 自殺手段
- (9) 女性